厚生労働省
兵庫労働局



Press Release

兵 庫 労 働 局 発 表
令和８年 10 月 29 日

報道関係者　各位

【照会先】
労働基準部監督課
課　　長　　藤井　潤
主任監察監督官　　北川　忍
電　話　　078(367)9151

11 月は「過労死等防止啓発月間」です
～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

兵庫労働局（局長 金成 真一）では、月間中に、県民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導などを実施します。

【主な実施事項】

１　県民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（無料どなたでも参加可）

日時　：　令和８年 11 月 20 日（金曜日）14:00～16:50

会場　：　神戸市産業振興センター ハーバーホール(神戸市中央区東川崎町 1-8-4)

申込　：　https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

２　過重労働解消キャンペーン

⑴　過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定します

令和８年 11 月１日（日）から 11 月７日（土）を過重労働相談受付集中期間とし、下記の窓口にて、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

記

①　11 月７日（土）特別労働相談受付日（９時～17 時）

過重労働解消相談ダイヤル（フリーダイヤル）にて、特別労働相談を実施します。

電話番号：０１２０―７９４（なくしましょう）―７１３（長い残業）

②　「労働条件相談ほっとライン」（フリーダイヤル）

電話番号：０１２０―８１１（はい）―６１０（ろうどう）

（平日 17 時～22 時、土日・祝日９時～21 時）

③　兵庫労働局及び県内の労働基準監督署（平日８時 30 分～17 時 15 分）

⑵　過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～１月に、会場開催又はオンラインにより、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンラインにより実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

［専用ホームページ］https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

⑶　労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

兵庫労働局長が長時間労働時間削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をHP等により地域に紹介します。

⑷　長時間労働が疑われる事業場に対する令和７年度の監督指導結果を公表します

兵庫労働局では、令和７年度に長時間労働が疑われる事業場に対して県下の労働基準監督署が実施した監督指導の結果をとりまとめましたので公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった1,384事業場のうち、499事業場（36.1%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に１か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、224事業場でした。

【令和７年４月から令和８年３月までの監督指導結果のポイント】（別添参照）

①　監督指導の実施事業場　1,384　事業場

②　主な違反内容［①のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場］

ア　違法な時間外労働があったもの　499　事業場（36.1%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの　224　事業場

うち、月100時間を超えるもの　122　事業場

うち、月150時間を超えるもの　20　事業場

うち、月200時間を超えるもの　4　事業場

イ　賃金不払残業があったもの　75　事業場

ウ　過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの　276　事業場

③　主な健康障害防止に係る指導の状況

［①のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場］

ア　過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの　551　事業場

イ　労働時間の把握が不適正なため指導したもの　169　事業場



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省

厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省　過労死防止　検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金／17：00～22：00　土・日／10：00～16：00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付

SNS相談　月～金 17：00～22：00
土・日 10：00～16：00
（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

参加無料　過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

兵庫
会場

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare





毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム




過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



日時 2026.
11.20金 14:00~16:50
(受付13:30~)

参加無料
事前申込

会場
神戸市産業振興センター ハーバーホール(神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号)

基調講演

パワハラを科学する―ハラスメントを生み出す職場のメカニズムとその対策



神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科 教授
津野 香奈美 氏

●お申込み・特設ホームページはこちら 過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを読み込んで下さい▶

主催：厚生労働省
後援：兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市
協力：過労死等防止対策推進兵庫センター、兵庫過労死を考える家族の会、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県弁護士会、兵庫過労・ストレス研究会、
(公財)兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センター、(一社)兵庫労働基準連合会、連合兵庫、兵庫労連、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター

兵庫会場

プログラム

［ 基調講演 ］
「パワハラを科学する―ハラスメントを生み出す職場のメカニズムとその対策」
津野 香奈美 氏
（神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授）

［ 兵庫労働局からの報告 ］

［ 企業からの取組み事例発表 ］
株式会社鍵田組

［ 過労死遺族の声 ］

津野 香奈美 氏
神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科 教授

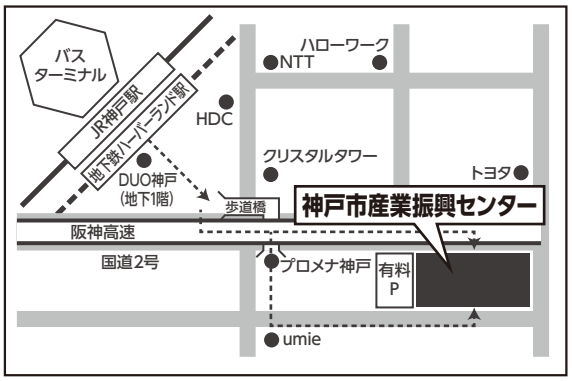
東京大学大学院博士課程修了。博士（医学）、博士（保健学）、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授等を経て、2024年より現職。

著書に『「不機嫌な職場」を科学する』（SBクリエイティブ、2026年）、『パワハラ上司を科学する』（筑摩書房、2023年）。厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・就活ハラスメント等防止対策強化事業」等検討委員。

会場のご案内

神戸市産業振興センター ハーバーホール
（神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号）

・JR「神戸」駅より徒歩約5分
・神戸高速鉄道「高速神戸」駅より徒歩約8分
・阪神電鉄「西元町」駅より徒歩約6分
・市営地下鉄海岸線「ハーバーランド」駅より徒歩約5分



参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら ▶ 過労死等防止対策推進シンポジウム 検索
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 052-915-1523**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。
□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他 ［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：　　●FAX：	
	●E-mail：	
企業・団体名		

基調講演についてご質問がある方は以下にご記入ください。 ※当日、全てお答えできるわけではございませんが参考にさせていただきます。

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
（令和7年4月から令和8年3月までに実施）

1　法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督指導実施状況

令和7年4月から令和8年3月までに、1,384事業場に対し監督指導を実施し、1,082事業場（78.2%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが499事業場、賃金不払残業があったものが75事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが276事業場であった。

表1　監督指導実施事業場数

		監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間（注3）	賃金不払残業（注4）	健康障害防止措置（注5）
合計（注1，2）		1,384（100%）	1,082（78.2%）	499（36.1%）	75（5.4%）	276（19.9%）
主な業種	商業	373（27%）	271	93	18	84
	製造業	235（17%）	191	97	11	32
	保健衛生業	174（12.6%）	154	74	13	29
	接客娯楽業	172（12.4%）	151	69	7	63
	建設業	111（8%）	84	38	4	19
	運輸交通業	78（5.6%）	67	49	4	12
	その他の事業（注6）	144（10.4%）	97	52	8	25

（注１）　主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

（注２）　かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

（注３）　労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第６項違反〔時間外労働の上限規制を超える時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

（注４）　労働基準法第37条違反〔法定の割増賃金を支払っていないもの。〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

（注５）　労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８違反〔１月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８の３違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

（注６）　「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2　事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1,384	332（24%）	629（45.4%）	207（15.0%）	104（7.5%）	76（5.5%）	36（2.6%）

表3　企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1,384	183（13.2%）	350（25.3%）	162（11.7%）	157（11.3%）	218（15.8%）	314（22.7%）

２ 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

(1)　過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、551事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表４　過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
551	78	42	252	298	15	14

（注１）　指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注２）　１か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注３）　「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の２に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注４）　時間外・休日労働時間を１か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

（注５）　医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2)　労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、169事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
169	116	3	56	3	0	0

（注１）　指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。

（注２）　各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

３ 監督指導により把握した実態

(1)　時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった499事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、224事業場で1か月80時間を、うち122事業場で1か月100時間を、うち20事業場で1か月150時間を、うち4事業場で1か月200時間を超えていた。

表6　監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
1,384	499	275	224	122	20	4

(2)　労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、88事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、562事業場でタイムカードを基礎に確認し、285事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、43事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、260事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7　監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1、2）				自己申告制（注2,3）
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
88	562	285	43	260

（注１）　労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注２）　監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注３）　労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。